

## 児童福祉法に基づく行政処分について

## ◎ 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり、指定障害児通所支援事業者に対して行政処分を行った。

## 1 処分対象事業者

名 称	所 在 地	代表者の氏名
合同会社B r a v e	宇都宮市戸祭1丁目12番40号	大野 啓子

## 2 処分対象事業所

## (1) エスポワール

所 在 地 宇都宮市戸祭1丁目12番40号  
サービスの種類 放課後等デイサービス、児童発達支援

## (2) エスポワール2

所 在 地 宇都宮市陽西町2番13号 コーポ宝101  
サービスの種類 放課後等デイサービス

## 3 処分実施日

令和2年4月22日

## 4 処分の内容

令和2年4月23日から令和2年10月22日までの間、上記2の放課後等デイサービス及び児童発達支援に係る新規の利用者の受入れを行わないこと（法第21条の5の24第1項）

## 5 処分の理由

障害児通所給付費の請求に関する不正（法第21条の5の24第1項第5号）

ア 「エスポワール」において、平成28年4月から令和元年12月にかけて、利用者に対して障害児通所支援サービスを提供していないにもかかわらず、サービスを提供したのとして、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

イ 「エスポワール2」において、平成31年4月から令和元年12月にかけて、利用者に対して障害児通所支援サービスを提供していないにもかかわらず、サービスを提供したのとして、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

## 6 不正受給に係る返還額※

(1) エスポワール 約1,100万円

(2) エスポワール2 約 420万円

※ 返還額には、法第57条の2第2項に基づく加算金（返還させるべき額に100分の40を乗じた額）が含まれている。